

障 福 第 3928 号

令 和 3 年 3 月 1 日

各 移 動 支 援 ・ 計 画 相 談 支 援 事 業 所 管 理 者 様

寝 屋 川 市 福 祉 部

障 害 福 祉 課 長

### 地 域 生 活 支 援 事 業 の 更 新 手 続 き に つ い て

日頃より本市福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、標題の件についてですが、従来、受給者証の有効期間は、誕生日に関わらず9月末までの1年間としていましたが、別紙のとおり、令和3年度より誕生日の末日までの1年間を有効期間とするよう取り扱いを変更することとなりました。

つきましては、令和3年4月以降に誕生日を迎えられる方については、随時、誕生日の前月に更新案内を本人宛に送付しますので、各事業所において新しい受給者証の有効期間をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、この件への問い合わせは各地区のケースワーカーにお願いいたします。

問 い 合 せ 先

〒572-8533

寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市福祉部障害福祉課

担当：辻、村田（ゆ）、今西

電話：072-812-2026（直通）

別紙 1

1 現在お持ちの受給者証の有効期間

令和〇年〇月〇日から令和 3 年 9 月 30 日まで

(二)			
支給決定の内容			
日中一時支援	支給決定期間	令和 2年10月 1日～令和 3年 9月30日	
	支給量等	基本 1 日/月	
	利用者負担金	1 割 (上限額等)	0 円
移動支援	支給決定期間	令和 2年10月 1日～令和 3年 9月30日	
	支給量等	基本 40.0 時間/月	
	利用者負担金	1 割 (上限額等)	0 円
地域活動支援	支給決定期間		

2 令和 3 年度の取り扱い

(1) 誕生日が 4 月 1 日から 9 月 30 日までに該当する場合 (表の(1))

令和 3 年度の受給者証の有効期間は、誕生日月の翌月から次回の誕生日月の末日までの 1 年間となります。更新案内を誕生日月前月に送付します。

(例)・4 月誕生日の方

令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日まで

(2) 誕生日が 10 月 1 日から 3 月 31 日までに該当する場合 (表の(2))

令和 3 年度の受給者証の有効期間は、令和 3 年 10 月 1 日から次々回の誕生日月の末日までの 1 年間+数か月となります。なお、受給者証は、①10 月 1 日から次回の誕生日月 (1 冊目)、と②次回の誕生日月の翌月から次々回誕生日月 (2 冊目)、の 2 冊が交付されます。

(例)・10 月生まれの方

令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日まで (1 冊目)

令和3年11月1日から令和4年10月31日まで（2冊目）

表

受給者証 誕生日	現在の受給者証 (令和3年9月30日 日まで)	受給者証① (1冊目)	受給者証② (2冊目)
(1) 4月～9月 生まれの方	誕生日月の 前月に更新案内を 送付	誕生日月の 翌月から次回の 誕生日月の末日 まで有効	なし
(2) 10月～3月 生まれの方	令和3年8月に 更新案内を送付	令和3年 10月1日から 誕生日月の末日 まで有効	誕生日月の 翌月から次回の 誕生日月の末日 まで有効

3 令和4年度以降の取り扱い

受給者証の有効期間は、誕生日月の翌月から次回の誕生日月までの1年間となります。

<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月生まれの方 令和4年5月1日から令和5年4月30日まで</li> <li>・ 10月生まれの方 令和4年11月1日から令和5年10月31日まで</li> </ul>
--

## 別紙 2

### Q & A

- ・すでに交付されている受給者証はどうなりますか。
  - 記載されている有効期間までは有効です。ただ、当課としては、順次、誕生日月更新への切り替えを進めたいと考えており、利用されている方へは手続きのご案内をお願いいたします。
  
- ・誕生日が 10 月以降の方についてはどのようになりますか。
  - 2 の(2)にあるように、令和 3 年度に限り、①10 月 1 日から誕生日月まで②誕生日月の翌月から誕生日月末日まで、の 2 冊の受給者証が発行されることとなります。
  
- ・3 か月管理について変更はありますか。
  - 従来のもので変更はありません。